

教員組織の在り方（ダブルカウント・みなし専任教員等）について （論点と改善の方向性）

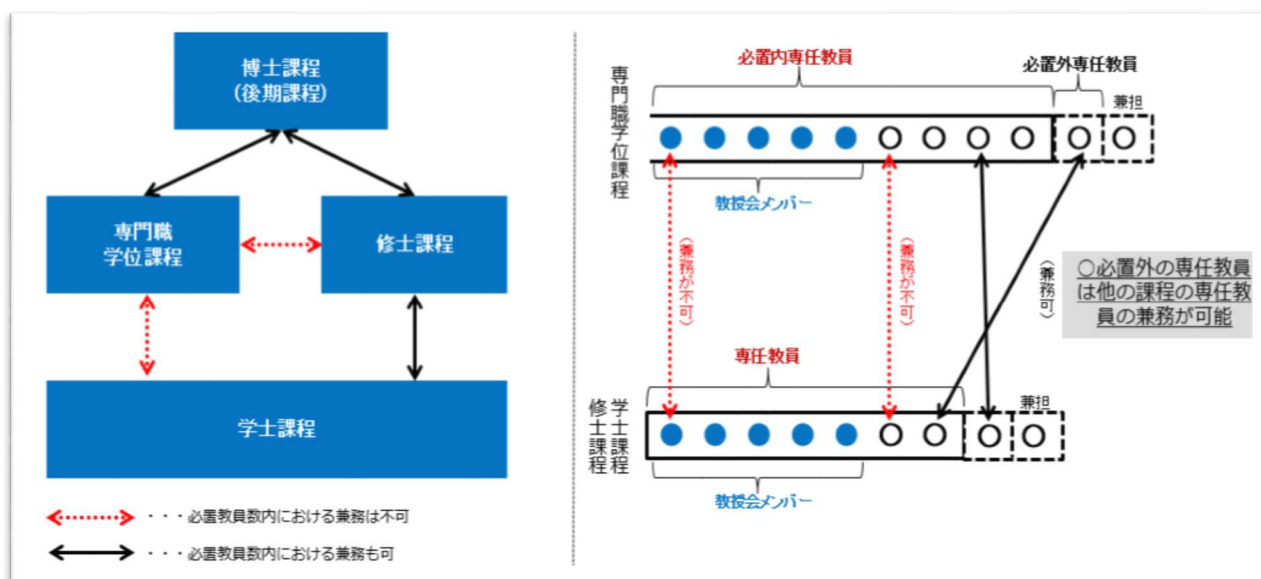
1. 専任教員に関する現行制度の概要と課題

○専門職大学院制度においては、その教育の質を保証するという観点から、一定の独立性の確保と教員組織の充実が求められており、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、原則として他の課程の専任教員を兼務できないこととされている。制度創設後10年間の特例として、他の課程の専任教員を兼務することが認められていたが、平成26年度より、博士課程（一貫制及び区分制の後期）を除き、特例措置は廃止された。

※専門職大学院の専任教員であっても、兼担として、他の課程の授業を教えることは可能である。

また、必置教員数分を超えて配置される専任教員については、他の課程の専任教員を兼務することは可能である。

（現行制度イメージ図）



○この制度により、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、機能強化を図っていく観点から、専門職大学院と、学士課程や修士課程等との連携を強化していく必要がある。また、特に、地方の小規模大学などについては、地域課題の解決に貢献するためにも、限られた人的リソースの有効活用を促進する必要がある

○社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図るため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。（WG報告書より抜粋）

2. 検討事項

(1) ダブルカウントについて（専門職学位課程と他の課程）

ア. 現状・課題

○ダブルカウントに関する議論は慎重に行うべきであるとの指摘もある一方、本WGにおける議論の内容や、各専門職大学院へのヒアリングなどにおいて、他の課程との連携を強化する観点からダブルカウントを認めてほしいとの声が挙がっていることや、2月～3月に文部科学省が行った地方国立大学の経営系大学院（修士課程）とのヒアリングでも、地域貢献に資する人材の養成を掲げている大学院があるものの、専門職大学院へ移行するにあたり、教員組織が分断されることが一番懸念しているとの声が挙がっている。

○特に地方においては、我が国のGDPにおける地方の非製造業の割合は約4割占めているものの、都市部と比べて労働生産性が低いことから、地方で顕著な人口減少の中で経済成長を実現するには一人当たりの労働生産性を向上させ、地方産業の活性化を図ることが必要不可欠となっている。しかし、「地方創生人材プラン」（平成27年12月25日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）に記載のとおり、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがちで、個別分野に精通し、専門的な知見・経験を持って事業を経営・実行する人材が必要であると指摘されている。

○そのため、学部等の他の課程との有機的な連携を図ることにより、複数の学問領域を横断する学際的な教育研究の取組を推進する実施体制を整備することが可能となることや、限られた人的リソースを有効活用し、他の課程で得られた教育研究の知見を新たな取組や自大学の強みや特徴を伸ばすための取組に対して有効的に活用することができる。

○そのため、これらのニーズ等に対応するため、専門職大学院の専任教員が他の課程との兼務（以下、ダブルカウントという）を可能とする場合、以下に示す論点についてどのように考えるか。

イ. 論点

【1. 兼務を可能とする課程の範囲】

○ダブルカウントの対象となる課程や必置教員におけるダブルカウント可能教員数の割合、特例を設ける場合の期間等についてはこれまでの専門職大学院WGにおける議論も踏まえ、以下の論点が考えられる。

○なお、過去の特例制度は、制度創設後10年間の間、学士課程、修士課程、博士課程（前期）は必置教員数の1/3まで、博士課程（後期）はすべてダブルカウントを認めており、過去のダブルカウント教員数は以下の通りである。

		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			合計		
		人数	割合	専攻数	人数	割合	専攻数	人数	割合	専攻数	人数	割合	専攻数	人数	割合	専攻数	人数	割合	専攻数
①	(4課程) 後期 + 専 + 修 + 学	171	5.0%	45	125	3.7%	44	129	3.8%	40	121	3.7%	40	14	0.8%	8	560	3.7%	-
②	(3課程) 後期 + 専 + 修	76	2.2%	19	52	1.5%	18	27	0.8%	14	25	0.8%	13	14	0.8%	5	194	1.3%	-
③	(3課程) 後期 + 専 + 学	27	0.8%	10	16	0.5%	9	8	0.2%	6	7	0.2%	5	2	0.1%	1	60	0.4%	-
④	(3課程) 専 + 修 + 学	96	2.8%	34	51	1.5%	16	26	0.8%	15	20	0.6%	10	9	0.5%	3	202	1.3%	-
⑤	(2課程) 後期 + 専	248	7.3%	30	308	9.1%	38	316	9.4%	41	323	9.8%	42	259	14.8%	34	1,454	9.6%	-
⑥	(2課程) 専 + 修	22	0.6%	7	8	0.2%	5	11	0.3%	6	33	1.0%	10	4	0.2%	1	78	0.5%	-
⑦	(2課程) 専 + 学	108	3.2%	42	90	2.7%	38	90	2.7%	35	76	2.3%	28	21	1.2%	10	385	2.5%	-
⑧	専 (ダブルカウントなし)	2,658	78.0%	58	2,736	80.8%	70	2,755	81.9%	72	2,704	81.7%	78	1,423	81.5%	56	12,276	80.7%	-
	合計	3,406		184	3,386		183	3,362		182	3,309		178	1,746		108	15,209		-

※専→専門職学位課程、修→修士課程or博士前期課程、学→学士課程を示す。

※文部科学省調べ

※平成26年度における法科大学院の数値に関しては、課程毎のダブルカウント教員数を調査していないため除く。

※専攻数の合計は①～⑧までのパターンとの合計とは一致しない。

○平成25年度までの特例措置（4課程すべてダブルカウント…①）を活用していた専攻数は、平成22年度は184専攻のうち、45専攻（約1/4）であった。また、特例期間が終了した平成26年度は博士課程（後期）を除き、必置専任教員は兼務を解消している。（平成26年度は⑤以外、必置専任教員数を超えて配置されている専任教員のみダブルカウントを行っている数を示している。）

○なお、過去の特例期間における認証評価では、ダブルカウントによる専任教員の教育の質の低下を指摘された事由はなく、教育に支障が生じないよう適切な運用がなされていたことを踏まえ、現状、博士課程（後期）のみ認められているダブルカウントをどの課程まで認めることとするか。

【2. 兼務できる教員の割合】

○上述のとおり、過去の特例では学士課程、修士課程、博士課程（前期）は必置教員数の1/3まで認めていたが、兼務できる教員の割合をどのように考えるか。

【3. 兼務できる期間】

○上述のとおり、過去の特例では制度創設後10年間の平成25年度までダブルカウントを認めていたが、時限的措置の場合と恒常的措置の場合についてそれぞれどのように考えるか。例えば時限的措置は新たに専門職大学院を新設する場合のみとして以前の特例措置と同様10年間、学士課程、修士課程、博士課程（前期）を対象とすることが

考えられる。この場合、既存の専門職大学院に対する恒常的措置のダブルカウントの対象範囲を考慮する必要がある。

【4. 教育の質保証】

○専門職大学院では、教育の質を保証する観点から、教員組織の一定程度の独立性を確保し、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることから、今回博士課程（後期）以外の課程とのダブルカウントを認める際はあわせて質を担保するための方策も検討する必要がある。

○そのため、昨年末に取りまとめた報告書ではエフォート管理の手法を導入することも一案とされていたが、その場合、具体的にどのような基準を設け、運用する必要があると考えられるのか。（例えば基準については他の課程に要する教育の割合に制限をかけ、大学に過度の負担とならないよう認証評価の際に提出してもらうなどの柔軟な運用が考えられる。）

○また、エフォート管理以外でも質を保証できる仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

【4. その他留意事項】

○なお、ダブルカウントについては、教育研究上有益な場合であり、かつ、教育上支障がない場合に限定して認めるべきではないか。

※教育研究上有益な場合：(例) 社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組
自らの強みや特徴を伸ばすための取組

文理融合や学際、新領域に対応するための新たな取組 など

※教育上支障がない場合：(例) 兼務する各課程の運営に責任を持つことが可能な場合 など

○法科大学院においても中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で「法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）との連携の実効性を高めるため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が学部や大学院（修士課程・博士前期課程）の専任教員となることを一定程度認める方向で、大学院部会において関係規定の在り方を議論していただくこととしてはどうか。」（平成29年5月17日資料3-1）と改善の方向性を示されているところである。

○同様、教職大学院においても「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」において、「学部と教職大学院との一体化が従来以上に求められる

中、教職大学院の専任教員の学部等とのダブルカウントについて、30年度までとする時限措置の終了後も、恒久的に兼担を可能とする。併せて、兼担可能な教員数を、(博士課程を担当する教員以外は) 3分の1を超えない数に限っている制限を撤廃することを検討する」(平成29年3月22日資料2) という改善を求める意見が出されたところであり、これらの意見も踏まえ、専門職大学院全体として方向性を定める必要があるが、同じ課程間同士のダブルカウント(専門職学位課程と修士課程のダブルカウントを含む)については、現行制度上認められていないことから、大学制度全体の在り方として、さらに上位部会等を含めて検討する必要がある。

(2) ダブルカウントについて（法学分野における専門職学位課程間）

ア. 現状・課題

○昨今、渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえ、法科大学院だけではない法学分野の専門職大学院が開設される状況となっている。

○法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、一研究科に複数専攻を設ける場合は緩和措置が設けられている。

(参考：大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（文部省告示第175号）)

・公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を三以上とする。

○そのため、専門職学位課程においても、一研究科に法科大学院と法学分野の専門職大学院を設置する場合は、修士課程と同様の緩和措置を設けてはどうか。

イ. 論点

○法科大学院と同一の研究科に、法学系の専門職学位課程の専攻を設置する場合は、現行の研究指導教員数5人から緩和することに関してどのように考えるか。また、何名が適当であると考えるか。

(参考：必要となる必置教員数)

研究指導教員数が五人の場合・・・ $5 \times 1.5 \text{倍} + 5 \text{人 (補助教員)} = 12 \text{人}$

研究指導教員数が四人の場合・・・ $4 \times 1.5 \text{倍} + 4 \text{人 (補助教員)} = 10 \text{人}$

研究指導教員数が三人の場合・・・ $3 \times 1.5 \text{倍} + 3 \text{人 (補助教員)} = 7 \text{人}$

ウ. その他留意事項

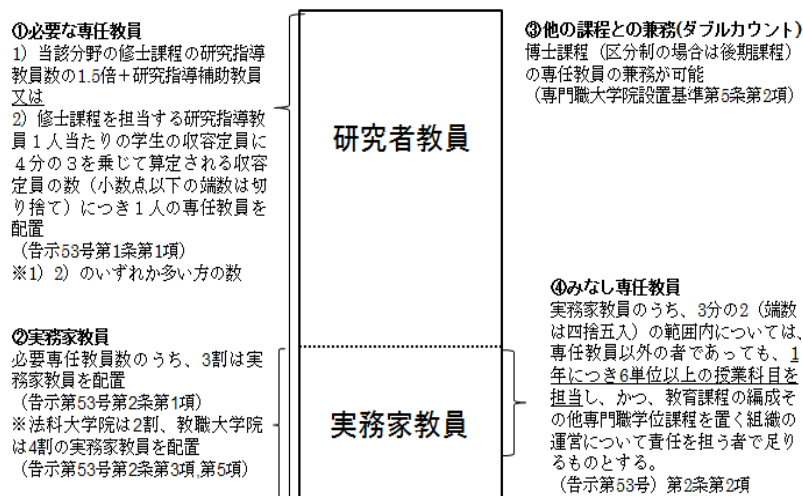
○なお、本件については、法学分野のみに適応する改正内容であることから、法科大学院等特別委員会においても十分検討する必要があるため、そこでの議論の内容に留意する必要がある。

(3) みなし専任教員について

ア. 現状・課題

○必置教員数のうち3割以上は、実務家教員の配置が必要とされているが、実務の最新の動向を熟知している実務家の参画を促す観点から、必置実務家教員数の2/3までは、年6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う者であれば、専任教員に算入できる措置（みなし専任教員）が設定されている。

（現行制度イメージ図及びみなし専任教員数）



（参考）教員数（平成28年5月1日時点）

（人）

	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員	みなし専任活用専攻数
ビジネス・MOT	611	264(43.2%)	347(56.8%)	47(7.7%)	14/32専攻
会計	190	108(56.8%)	82(43.2%)	26(13.7%)	8/13専攻
公共政策	114	73(64.0%)	41(36.0%)	5(4.4%)	1/7専攻
公衆衛生等	73	48(65.8%)	25(34.2%)	1(1.4%)	1/4専攻
知的財産	35	9(25.7%)	26(74.3%)	4(11.4%)	2/3専攻
臨床心理	51	27(52.9%)	24(47.1%)	1(2.0%)	1/6専攻
その他	242	121(50.0%)	121(50.0%)	3(1.2%)	2/14専攻
法科大学院	1,331	901(67.7%)	430(32.3%)	157(11.8%)	51/68専攻
教職大学院	721	387(53.7%)	334(46.3%)	89(12.3%)	31/45専攻

※1 括弧内は全教員数に対する割合を指す。

※2 法科大学院のみ平成28年4月1日現在の教員数である。

○各分野においてみなし専任教員の制度を導入しているものの、企業等で働きながら年間6単位を受け持つのはハードルが高いと指摘されている。例えば6単位の場合、前期2単位、後期2単位のほかに夏季集中講義や前後期のどちらかさらに2単位を担当する必要があり、最新の実務の知識を有する実務家教員が参画するにはハードルとの指摘がある。

○また、現在内閣府にて開催されている「クールジャパン人材育成検討会」のとりまとめ（案）でも「クールジャパン産業に関連した高度経営人材の養成がより効果的に行われるよう、ビジネスの一線で活躍する実務家の教員としての柔軟な任用、任期付き採用等の活用などによる教育内容や研究の質の維持・向上を促進する。」とされている。

イ. 論点

○最新の実務の知識を有する実務家教員やその時々の社会ニーズの高い実務家が、専門職大学院教育により参画し易くするため、「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を現行の6単位から4単位に緩和することについてどう考えるか。

ウ. その他留意事項

○この際、組織の運営に責任を担う者（具体的には教授会構成員として責任のある参画を想定）であることを引き続き要件とし、教育の質が低下しないよう留意する。また、教員組織の状況については、引き続き認証評価において確認する。

2. WG（視察を含む）における主な指摘

【ダブルカウント】

- ダブルカウントの見直しは、特例措置廃止の際に議論しており、慎重であるべき。
- 全ての専門職大学院にダブルカウントを認めるのは難しいが、特徴的な取組ができるなど、機能強化が図られることを前提とすれば検討の余地はある。
- 共通している教員を効率化し、新しい分野の教員を雇いたいという積極的な理由であれば、ダブルカウントを認めるべき。
- 学部とのダブルカウントの特例措置がなくなった後、教員の交流がなくなり壁ができている。教員には負荷がかかるが、学部とのダブルカウントを認め、学部との連携を促すべき。
- 同じ分野の教員を学部と別個に雇っているが、学内で重複する分野を整理できれば、そのリソースを他分野の教育に向けられる。教員の有効活用の点でも、学部と大学院が連携した教育をするためにも学部とのダブルカウントを可能にすべき。
- 学部でも実務家教員を確保したいという要望があるため、実務家教員だけでも学部とのダブルカウントを認めるべき。
- クロスアポイントメント制度では従事比率（エフォート）が定められるが、同様の考え方を導入し、教育の質を担保することはできないか。
- 専門職大学院間のダブルカウントの是非も検討すべき。
- ダブルカウントを認めた場合に、一専攻の教員数が少なくなりすぎると教育システムを構築できるか不安がある。
- ダブルカウントを時限付で認めるものの、一定期間経過後、認証評価なりで、一定の質が確保されているということであれば、そこで選択を可能にするといった段階的な制度設計も考えられる。

【みなし専任教員】

- みなし専任教員の必要単位数が緩和されれば、その時々々の社会ニーズの高い実務家に参画してもらい易くなる。
- みなし専任教員の必要単位数を緩和する場合、現状のまま、必置教員数の2/3まで認めるか検討が必要。
- みなし専任教員について、「運営に責任を担う」という表現では分かりにくいので、教授会の構成員であるということを明確にすべき。ここを明確にすると、教育の質を保つことは可能ではないか。

【必置専任教員】

- 専任教員数の確保がネックとなり、修士課程から専門職大学院への移行が進んでいない。

○リカレント教育等の観点から、現行の専攻と同様の分野について、異なる専攻を設けるような場合、必置教員数を軽減する措置が必要ではないか。

【参考：検討経緯にかかる各種提言等】

○専門職学位課程 WG 報告書（平成 22 年 6 月 29 日）

- ・ダブルカウントについては、多くの専門職大学院で、暫定措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められ、平成 26 年度以降、専任教員数の確保の観点からは支障が生じない見通しである。しかし、博士後期課程との接続の在り方について指摘されている。
- ・大学における教育と研究は一体であり、理論と実務の架橋を目的とする専門職大学院における、教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能やモチベーションの維持・向上、あるいは進学を希望する学生への対応等の役割・機能や国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）との接続を図ることは重要である。
- ・このため、当面、平成 26 年度以降も引き続き、専門職大学院の教員が同時に博士課程（後期）において研究指導を行える環境を維持する必要がある、博士課程（後期）については、ダブルカウントの措置を継続するなどの制度的対応も検討される必要がある。

○グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～（答申）

（平成 23 年 1 月 31 日）

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後 10 年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが、この特例は平成 25 年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を越えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

○専門職大学院設置基準における特例措置終了後の取扱いに関する大学院部会の審議結果概要

(平成 24 年 1 月 31 日大学分科会配付資料より)

(4) 第 5 期 (前期) における検討結果

○特例措置終了後の教員組織の在り方については、専門職大学院制度の趣旨 (教育に専念する教員の充実等) を踏まえて対応。

○教員組織や進学希望者への対応等の観点から、専門職学位課程と博士課程 (前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く (以下「博士課程」という。)) の接続を図ることが重要。

(5) 今期における大学院部会の審議結果概要

○専門職大学院の必置教員については、ダブルカウントできないこととされているが、現在は、制度創設後 10 年間の特例として、認められている。

○現在の特例が終了する平成 26 年度以降、専門職大学院のダブルカウントについては、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程のみ認めることが適当。

○専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について

(平成 28 年 8 月 10 日中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ)

(2) 適切な実務家教員の確保

○実務家教員の 3 分の 2 以内は、専任教員以外の者でも、1 年に 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負うもので足りるとされている。この、いわゆるみなし専任教員制度の活用により、最新の知識を有する実務家教員を効果的に教育の現場に取り込むことが必要である。この趣旨を更に生かすため、みなし専任教員の担当科目数について、大学院の運営についての責任 (教授会構成員として責任のある参画を想定) を担保することを前提として緩和することを検討すべきである。その際、教育の質が低下しないよう留意が必要である。

(3) 他の課程との連携の促進

○専門職大学院制度においては、その教育の質を保証するという観点から、一定の独立性の確保と教員組織の充実が求められており、設置基準上必ず置くこととされる専任教員 (以下「必置教員」という。) は、原則として他の課程の専任教員を兼務できないこととされている。制度創設後 10 年間の特例として、他の課程の専任教員を兼務することが認められていたが、平成 26 年度より、博士課程 (一貫制及び区分制の後期) を除き、特例措置は廃止された。

※専門職大学院の専任教員であっても、兼担として、他の課程の授業を教えることは可能である。また、必置教員数分を超えて配置される専任教員については、他の課程の専任教員を兼務することは可能である。

○この制度により、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、機能強化を図っていく観点から、専門職大学院と、学士課程や修士課程等との連携を強化していく必要がある。

また、特に、地方の小規模大学などについては、地域課題の解決に貢献するためにも、限られた人的リソースの有効活用を促進する必要がある。

○社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図るため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。

○この際、例えば、

①専門職大学院を新設する場合（修士課程から移行する場合も含む）の時限付き措置として認める場合

②教育上積極的な効果が認められる場合であり、かつ、教育上支障がない場合に限定した恒常的措置として認める場合

などについて必要性を整理し、検討を進めるべきである。

○①の対象としては、以前の時限付き特例措置の対象も踏まえ、学士課程、修士課程、専門職学位課程とすることが考えられる。

○②の対象としても、専門職大学院と他の課程との連携を図っていく観点から、学士課程、修士課程、専門職学位課程とすることが考えられるが、現行制度上、同じ課程間の専任教員の兼務は認められていない。このため、今後、特に、修士課程及び専門職学位課程を恒常的措置の対象とすることについては、引き続き、適切な場において全体的な議論が必要である。

○また、これらの措置が専門職大学院の教育の質の低下を招かないようにすることが必要であり、エフォート管理の手法の導入や基準の在り方についての十分な検討が必要である。また、兼務を認める場合、設置審査や認証評価において確認することについても今後検討する必要がある。

○なお、エフォート管理の手法を導入する場合は、専門職学位課程以外にも影響が及ぶことが考えられるため、上記同様、引き続き、適切な場において全体的な議論が必要である。

○専門職大学院設置基準上、平成30年度までの間、特例措置が設けられている教職大学院については対象外とすべきである。また、法科大学院については、国は、平成30年度までを法科大学院集中改革期間と位置付けていることを踏まえ、中央教育審議会に設置されている法科大学院特別委員会において更に専門的な議論が必要である。

○一方、修士課程の教員基準について、法学分野については、複数専攻を設ける場合の緩和措置が設けられていることから、専門職学位課程においても法学分野においては、一研究科に、複数の専門職学位課程の専攻がある場合は、必置教員数を一定程度緩和することを検討すべきである。

○一定の独立性の確保を求めたこととの関係で、大学内で、専門職大学院が他の課程と必要な連携が取られていない場合があるとの指摘があるが、新たなニーズに対応した教育プログラムを提供するため、学士課程や修士課程等と連携を図ることは重要である。教授会の運営等において一定の独立性が確保されている場合、前例もあるとおり、同じ研究科内に、修士課程と専門職学位課程を設置することも一つの方策である。